

ヴェトナム黎明初期の南策勢力

ナムサツク

八尾隆生

【要約】 十世紀の独立期より、红河デルタ東縁の南策(冊)地方は貿易港雲屯と京師を結ぶ水運や、陳朝期の大規模な農地拡大等による経済的基盤により、一大勢力を築いていた。陳朝を篡奪した胡朝の諸政策に反抗した同勢力は、一旦は明のヴェトナム侵略に協力するが、明が塩やヴェトナムの珍宝の収奪をするようになる、今度は明に対して反抗を繰り返す事となった。しかし黎明による独立闘争への参加が遅れた為、黎明政権に同勢力が参画するには多大な困難を伴った。軍事面では帝と同じ清化出身者(清化集団)が要職を占めた為、必然的に文臣へのみちを進む事になった。よって、科挙は同勢力にとって唯一の栄達の足がかりであったが、その科挙も清化集団によって牛耳られ、なかなか軌道に乗らなかつた。そして黎明による文官ポストの増加と、聖宗の科挙確立により、同勢力はようやく文班の一翼を担い、活躍の場を与えられる事となったのである。 史林 七二卷一号 一九八九年一月

はじめに

前稿で筆者はヴェトナム黎明(二四二八―一七八九)の官僚制度の確立過程を分析し、そのうち武班を担った清化集団について考察を行なった^①。本稿では次に文班を担った諸勢力のうち、特に顕著な活動を示し、かつ古くからの歴史をもつ南策(冊・柵)地方の勢力について考察を行ないたい。

先行研究者の一人、J・K・ウィットモア氏は、黎明の建国者太祖黎明が抗明戦で率いた軍の中に、自らと同じ清化地方出身者が多数存在していた事から、この集団を「清化集団」と名付けた。そして主として武人的なこの集団が政権の枢要を握り、红河デルタの文人階級と政治的に抗争するという史像を描いた。^②

筆者は前稿で氏の「清化集団」の概念をより厳密にし、かつその変質の過程を考察したのだが、ここで問題になるのは、氏の言うようにデルタ対清化というように簡単な図式化ができるか、という事である。

ヴェトナムは漢の武帝によって征服されて以来、独立まで約千年にわたって支配をうけた歴史を持ち、更に独立期においてはデルタ内にさまざまな勢力の存在がみられた。このような紅河デルタの状況を、デルタ勢力と一括してしまう事は筆者は疑問を感じる。結論から先に述べてしまうと、清化優位の黎明初期の政局にあって、一人気をはいたのはデルタの東縁の南策勢力であった。本稿ではまずその地理的・経済的基盤を黎明以前の諸王朝にさかのぼって考察し、次に黎明政権にこの勢力がいかに食い込んでいったかを跡づけてみたい。

① 「ヴェトナム黎明初期の清化集団について」『東洋史研究』四六一四、一九八八（以下、前稿と略）。

定県、良（善）才県、錦江県、長津県、四岐県、永頼県を指す。（六三頁の地図を参照）

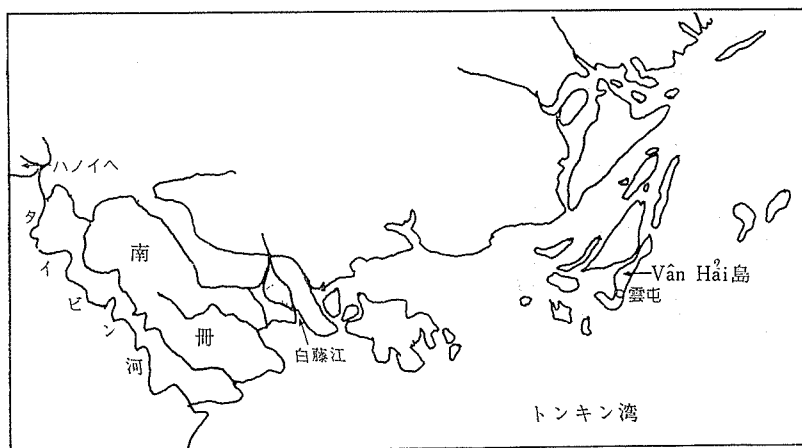
② ナムサック Nam Sach 地方は胡朝期まで南冊（漚）と記され、屈明期以降、南策とされた。本稿でもこれに従う。なお、筆者の意味する南策地方とは、至靈県以南、タイビン河以東、及び以西の桂陽県、嘉

③ Whitmore, J. K., *The Development of Le Government in Fifteenth Century Vietnam*, Cornell Univ. Ph. D. Dissertation, 1968.

一 南冊地方の経済基盤

ヴェトナムの中国からの独立間もない呉氏政権（九三九—九六三）の時代^①、呉権の息子呉昌爰は権の死後、権の妃の兄楊三哥の庄迫をうけて、南冊地方の茶郷にある范令公のもとに身を寄せた。この茶郷は、『欽定越史通鑑綱目』註によれば、金城県にあたる事が考証されている。

山本達郎^②・桜井由躬雄^③・K・テラー^④の諸氏は、この呉氏政権と、その後の十二使君期の諸勢力の拠点の位置比定を行なっているが、桜井氏はその論の中で、デルタ外縁部に位置する勢力は農業を基盤としていたのではないとした上で、この南冊勢力の基盤を、東方よりデルタコアに至る商業ルートに拠ったものであると推定された^⑤。この推定をよりはっきりさ



地図1 南冊と雲屯 山本達郎編『ベトナム中国関係史』付地図より作成

せるのがヴェトナムの交易港として有名な雲屯の存在である。

山本氏の研究によると、雲屯は Van Hai 島にあるとされ、その名が李朝期に入って史書に現われる。次の二条がそれである。

(1) (英宗大定) 十年(一一四九)春二月、爪哇・路貉・暹羅三国の商舶、海東に入り、居住販売を乞う。乃ち海島等の処に於いて庄を立て、雲屯と名づく。宝貨を買売せしめ、方物を上進せしむ。

(2) (高宗貞符) 九年(一一八四)春三月、占城来貢す。暹羅・三仏斎トウサイ等の国の商人、雲屯鎮に入りて宝物を進め、買売を行なわんことを乞う。

(1)は『大越史記全書本紀』(以下『全書』)巻二、(2)は同巻三所載

ここで問題になるのは、この期の史料にあらわれるはずのない爪哇や暹羅(羅)の名がみえる事である。^⑧

この問題に関しては山本・片倉稜両氏も疑義を唱えられ、特に片倉氏はこの条だけをもって李朝の貿易について述べる事は危険であるとされている。^⑨ 筆者も基本的には氏に同意する。ただ桜井氏は、(1)の記載は、陳朝期の『全書』巻七 大治三年(一一三六〇)冬十月の条の、

路鶴・茶哇(割註…哇音鴉)・暹羅等の国の商舶、雲屯に至りて販売し、諸々の異物を進む。

という記載を引き写す事によって、『全書』の撰者呉士連らが、ヴェトナムの権威を高めようとしたのではなからうかという考えを述べられた。^⑩

蓋し卓見であろう。とにかく李朝期に雲屯が貿易の根拠地であつて南冊地方を大いに潤した事は疑いなからう。南冊勢力は、雲屯―白藤江―南冊江―天徳江―京師（ハノイ）という漕運のルートをその存立基盤としたのである。^⑩ ウィットモア氏は、この貿易が（李朝の）経済を支え、かつ地方の経済活動を刺激したと述べられたが、最もその恩恵に浴したのが南冊勢力であつた。

この経済基盤によつて、南冊地方は軍事面においても重要な役割を果たした。李朝以前にも天福元年（九八〇）に大將軍に任じられた范巨倆（桜井氏によれば范令公の子）は南冊地方の人物であり、宋の白藤江方面からの侵攻に対して、当時の権力者黎桓はこの地の范氏勢力の援助を求められなかつた事が窺える。^⑪ 桜井氏は、早い時期からこの地に范氏の勢力が存在した事を推定しておられる。その根拠としては、李朝末期に各地に勃興する勢力の一つにも南冊勢力范氏が名を連ねている事が挙げられる。^⑫ デルタコアで政争が続いている間も、この勢力は營々と力を蓄えていたわけである。そして、李朝を倒した美祿勢力の陳氏もまたデルタコアの外縁にあたるナムディンの紅河下流域に位置し、漁撈・海運業等で力をつけていたのであつた。

さて、紅河下流域に本拠地をもち、かつハノイに都した陳朝は、李朝末期の諸勢力を如何に制御したのであろうか。この問題に関しては桃木至朗氏の詳細な研究がある。^⑬ それによると、陳朝は、李朝が実は豪族の連合体であつたのに対し、各勢力の存在を認めつつも婚姻等を結んだり、宗室を封ずる事によつて、その上にいわば陳朝宗室がかぶさるような形で統治をすすめたとの事である。

南冊もその例にもれず、桃木氏はこの地にも陳氏の勢力が植えつけられた事を述べている。例えば、太宗の兄陳柳が安阜・安養・安生・安興・安邦等の地に封じられ、その子の国峻が万劫に、英宗の弟国瑱が至靈に本拠地を持っていた。そして国峻に率いられたこの地方の軍こそが、第二回抗元戦の主戦力となつていたのであつた。^⑭ ではその経済的基盤であつた雲屯貿易は、陳朝期にどうなつたのであろうか。これについては元末の汪大淵の著した『島夷誌略』が詳しい。その

交趾の条には、

船人其の地に販がず。惟だ儼販の舟のみ断山に止りて上下し、其の官場に至るを得ず。中国人の其の国の虚実を窺見するを恐るればなり。

とあり、断山において中国人商人が官場に行けないような厳格な統制があった事が知られる。この断山こそが、『安南志原』巻一 山川の条に

雲屯山、即ち断山。雲屯県大海中に在り。両山対峙し、一水中通す。木柵を立て水門を置き、民家兩岸に列居す。李・陳氏の時、各々の国の商船多く此に聚る。

とある雲屯に他ならない。

しかし、貿易統制の実態は果たしてどうであったか。『全書』巻七 大治六年（一三六三）六月の条によると、雲屯に於いて大珠の密貿易を行なって富を得、公主を迎えた呉引なる者がいた。彼は後に事が露顕して没籍となるのだが、雲屯における密貿易は跡を絶たなかったようで、しばしば禁制が出されている。従ってこの公私の雲屯貿易によって南冊地方が大いに栄え、陳朝期においてもその経済基盤となっており、かつ二で後掲する限田令の史料等によると、宗室による防賊堤の構築によって農耕地拡張も進んでおり、^⑦ 同地が一大勢力を形成していた事は疑いがないのである。

① 吳氏政権の代敷に関しては、杉本直治郎氏の詳細な研究がある。杉

本『五代宋初に於ける安南の土豪吳氏に就いて』『東南アジア史研究』

I、巖南堂、一九六八。

② 山本「安南が独立国を形成したる過程の研究」『東洋文化研究所紀要』一、一九四三。

③ 桜井「十世紀紅河デルタ開發試論」『東南アジア研究』一七四、一九八〇。

④ Taylor, K., The "Twelve Lords" in Tenth-Century Vietnam,

Journal of Southeast Asian Studies 14, 1, 1983.

⑤ 桜井前掲論文、六二〇—六三二頁。

⑥ 山本「安南の貿易港雲屯」『東方学報・東京』九、一九三九。

⑦ 本稿では陳荆和氏の校合本『大越史記全書』（東洋学文獻センター叢刊 第四二・四四・四七輯、一九八四—一九八六）を使用する。

⑧ ジャワは「閩婆」と記されるべきであった、「爪哇」と記されるのはもっと時代が下る。また「暹羅」はタイのアンタヤ王朝（十四世紀半ば成立）を指すのであって、ここに記されているのは異常である。

⑨ 片倉「ヴェトナム李朝の貿易に関する一考察」『歴史教育』一五七、一九六七、七七―七八頁。ただし氏は李朝期に交易が行なわれていなかったとは述べておられない。

⑩ 一九八七年二月二八日、『島夷誌略』講読会における発言。氏は①の前半部分が後世の加筆で、後半部の雲屯が設けられた事は事実だとした。

⑪ 桜井「李朝期（一〇一〇―一二二五）红河デルタ開拓試論——デルタ開拓における農学的適応の終末——」『東南アジア研究』一八一―一九八〇、二九一―二九二頁。

⑫ Whitmore, "Elephants Can Actually Swim." Contemporary Chinese Views of Late Ly Dai Viet, in *Southeast Asia in the 9th to 14th Centuries*, edited by David G. Marr and A. C. Milner, Singapore and Canberra, 1986, pp. 130-131.

⑬ 桜井前掲論文、註三七。

二 胡氏・明の政策と南冊勢力の対応

建新三年（一四〇〇）、陳朝は清化出身の外戚胡氏によって篡奪された。胡季犛の抬頭の過程に関しても、既にウィットモア氏の研究があるが、その抬頭の要因として、

(1) 陳朝宗室と幾重にも姻戚関係を結んでいた事^①

(2) 楊日礼に対する芸宗の奪権反乱に貢献し、芸宗も又死ぬまで彼を重用した事^②

(3) 陳朝後半期から活発になるチャンパの侵攻に対抗し、功績をあげた事^③などが挙げられる。

彼は芸宗の即位（一三七〇）の後、一気に枢密大使という高位に登り、宗室との姻戚関係をさらに緊密にする事によって

⑭ 桜井前掲論文、二九一―二九二頁。『大越史略』によると、建嘉九年（一二一九）まで范氏勢力が南冊に存在した。

⑮ 桃木「陳朝期ヴェトナムの政治体制に関する基礎的研究」『東洋史研究』四一―一、一九八二。

⑯ 桃木前掲論文、一〇〇―一〇一頁。

⑰ 陳荆和氏は、史料による限り、陳朝の治水事業が太宗（在位一二二五―一二五九）時に集中し、その規模は当時のヴェトナム全国に及ぶものであったとした。陳「鼎耳」小考に『創大アジア研究』九、一九八八、二四九―二五〇頁。一方、桜井氏も、陳朝期に國家の統一的な水利思想による红河デルタの改造（具体的には大堤防の建設）が始まったとしている。桜井「ベトナム红河デルタの開拓史」渡部忠世責任編集『稲のアジア史』2、小学館、一九八七、二七一―二七二頁。なお氏は、最近「陳朝期红河デルタ開拓試論」と題して学会発表を行なった。（第四〇会東南アジア史学会研究大会、一九八八年二月）

朝廷内部及び軍事面で大権を握る事に成功した。そして建新三年二月に自らの外孫でもある陳少帝より帝位を奪い、胡朝をたてるのだが、彼の専権は、胡氏の権力拡大を許した一方で、篡奪の障害ともなっていた上皇芸宗の崩じた光泰七年（二三九四）より本格化したと言つてよからう。

胡氏が登場した時代は、桃木氏が研究された様に、陳朝宗室による支配体制が、対モンゴル戦の後揺らぎ、異姓官僚層が多く進出した時代とほぼ重なる。従つて、胡氏が陳朝の支配の矛盾を克服して新王朝をたてる為に、これら新興官僚層の望む中国的官僚制國家を志向したのは当然の成り行きであつた。その際、最も障害となつたのが、紅河デルタ下流域や南冊地方に広大な田地を所有し、衰えだしたとはいへ隠然たる勢力を有する陳朝宗室であつた事は言うまでもない。

これに対し、胡季犛は二つの方策を採つた。一つはその經濟基盤である田庄經營に楔を打ち込むやり方、いま一つは宗室有力者を直接除くやり方である。

前者に関しては、『全書』巻八 光泰十年（二三九七）六月の条に、

詔して名田するを限る。大王・長公主の田は限る無し。庶民の田十畝に至るを以て多き者は便に従いて贖罪を得るを許す。貶黜亦た之の如し。余者上進して官に入らしむ。初め、宗室諸家、毎に私奴婢をして瀕海の地に於いて堤堰を築き鹹水を障がしめ、二・三年の後、開墾成熟せば、互相嫁娶し之に居らしめ、多く私庄田土を立つ。故に是命有り。

とあるように、宗室の支配下にある民の田土所有に制限を設け、それに經濟基盤を持つ陳朝宗室に打撃を与えた。

後者に関しては、季犛は上皇芸宗存命中より、種々の理由をつけては一人ずつ有力者を除き、遂には皇帝の廃立にさえも成功した。だが、上皇存命中は、そのやり方もあくまで個別的小規模なものであつた。それが上皇歿後、大きく變化する。光泰十年十一月、季犛は、「遷都せば必ず篡奪の事有らん」という宮人の忠告を無視し、自らの根拠地清化大吏郷の清化府（後西都府と改称）への遷都を強行し、順宗と後の少帝を宗室より切り離し、翌年には順宗を廃して少帝を立て、篡奪の意を明らかにした。これに対し、建新二年（二三九九）に胡氏打倒の策謀が宗室を中心に為されるが、事前にこれを察

知した季犛は、この謀議に加担した三百七十余人を一挙に肅清する事に成功したのである。^⑥

宗室打倒後の胡氏の政策は、

(1) 南冊地方を含むデルタ地方の大土地所有制の解体

(2) 官僚制度の整備

という二つに重点が置かれる事となる。

(1)に関しては、前述の限田例に続き、紹成元年(二四〇二)に限奴法^⑦、翌二年に新税法の制定という一連の政策を打ち出す。更には『全書』巻八 開大元年(一四〇三)二月の条に、

漢蒼(季犛の子)無田にして有財なる者を起発して升華に遷して居住せしめ、編じて軍伍と為す。路府州県官、相地し之に居らしむ。

某州に居れば則ち某州の二字を兩臂に刺して記と為す。次年、妻子を発して後隨せしむるも、中途にして風に遭い溺死す。民多く怨咨す。

とあるように、おそらくデルタの大土地所有制の崩壊に伴って田地を失なった者や或いは新政策に反抗して田地を没収されたと思われる者を、南方チャンパとの最前線である升華地方(クアンナム省)^⑧に強制的に従し、屯田させるといふ思いついた手段をとり、結果としてデルタ民の反感を呼んだ。

(2)に関しては一三九七年に外任官制を定めた。『全書』の記載を信ずる限り、それは、それ以前のヴェトナムの官制に比べ、最も整ったものであった。^⑩更に、官僚の供給源を確立する為に、科挙法の整備にも着手した。

陳朝は初代の太宗より科挙を行なっているが、その試験内容は儒学に限ったものではなく、又その実施も定期的なものではなかった。これに対し光泰九年(一三九六)四月に定められた科挙法は、試験に四場を用いる事、^⑪各場の試験課題及び答案字数、郷試・会試・御試の三段階制をとる事などについて細かく規定しており、史臣をして「陳家科挙の法、此に至りて始めて備う^⑫」と言わしめる程のものであった。そして、この法に従って聖元元年(建新三年、一四〇〇)に行なわれた

科挙において二十人の進士が誕生し、更に開大三年（一四〇五）の礼部試では一挙に百七十人もの合格者を出すに至った。^⑬

ヴェトナム人史家ミン・チャイン氏が早くから評価した様に、上記の胡氏の政策には進歩的な、後の黎朝の諸政策の根本となるような点が数多くあったのは事実である。^⑭しかし、その結果、大きな社会的変動を受け、多大な負担を被る事になったのは主として南冊を含む紅河デルタ地方の民であった。為に、胡氏政権とデルタ民の間には、胡氏の中央集権化への意図とは反して大きな溝ができる事になった。そして、明と胡朝との関係悪化に伴って、対明防衛準備において、民、特に雲南・広西に近いデルタ民を役使した為に、この溝は更に拡がった事は間違いない。開大三年に、対明戦を前にした御前会議上、左相国胡澄が、「臣、戦うを怕れず。民心の従違を怕るのみ」と述べているのは、胡朝自身が、この溝の存在を素直に認めた事を示すものであろう。

明の侵略は翌年（一四〇六）四月に始まる。胡朝としては可能な限りの準備をしていたにも拘らず、わずか半年後の同年九月には、明との最前線の南策地方の名族莫氏一族の莫迪・莫邃・莫遠等が、「胡朝の時、志を得ず」と、ヴェトナム側の軍事機密を手みやげに明に降った。デルタの防衛線を破られた胡氏一族は西都に逃れ、更に南方へと転々とした後捕えられ、胡朝は滅亡した。その最大の原因は、南策をはじめデルタ諸勢力を結果として敵にまわってしまった事にあると言えよう。従って、少なくともこの時点では、ウィットモア氏の説くデルタ対清化という構図^⑮は、当を得ていたと言えよう。そして最も反胡氏であったのが、問題の南策勢力であった。『安南志原』卷三 人物の条には明に降ってその官爵をうけた者が六人見られるが、そのうち四人までが南策地方の出身者だったのである。^⑯

さて、明のヴェトナム出兵は、あくまで篡奪者胡氏を倒し、陳朝を復興させる事を建て前として行なわれたものであった。しかし、ヴェトナムを占領した後、永楽帝は「陳氏に後裔無し」という口実の下に、交趾三司（布政司・都司・憲司）を設置し、里甲制を実施し、府州県を置き、中国的礼教施設の設置等を行ない、ヴェトナムの内地化をすすめた。そして塩

税・商税等を徴収し、金銀その他南海の珍宝の収奪をきびしく行なった。

明のこのような支配姿勢に対し、ヴェトナム側では広範な地域で種々の反発が生まれた。これに関しては、山本・ファン・フイレ・ファン^⑩・ダイゾアン^⑪諸氏の研究があるが、各地域ごとに整理し、その原因をも併せて考察してみたい。

(1) 清化以南 この地域では黎利の挙兵に先んじて陳氏の末裔陳簡定と陳季抃による二つの反乱が起った。前者は一旦デルタ海岸部の長安州（ニンビン省）で挙兵した後、南下して化州（トワティエン省）の頭目鄧悉の推戴を受けた。この化州勢力には既述の胡朝期に升華に徙された反胡親陳的な民が多く存在した事が推定できる。一方の陳季抃は、簡定から離反した者が擁立し、胡朝の殘党とも言うべき清化（タインホア省）・乂安（ゲアン・ハティン省）の勢力がこれに加わった。両者は一時期連合し、東関城ハノイを脅やかし、明の補給基地となっていた雲屯をも攻撃する程の勢力をほこった。しかし、レ・タインコイ氏も指摘している様に、この後陳二氏の反乱は自滅の感が強い。反明という点では両者は一致していたが、共に帝位を称する二勢力の提携がいつまでも続くわけもなく、両者は分裂の後、明に各個撃破された。

(2) 北部西部山岳地帯 この地帯には中国ともヴェトナムとも一線を画する半独立少数民族の勢力がかなり存在した。明はこれらの勢力の離反に手を焼く事になった。ではその離反の原因はどこにあったのか。

一つには、特に西北地方に言える事であるが、明が雲南地方への支配強化を始めた事に対する不安感である。いま一つは、莫大な銀税の徴収に対する不満である。『安南志原』卷二 貢賦の条には永樂十五年（二四一七）の諸税の一欄が記載されているが、それによると、銀税として諒山府（ランソン省）・宣化府（トゥエンクアン・ハザン省）・太原府（タイグエン・バツカン・カオバン省）の北方三府よりそれぞれ一百四十五兩三錢・八百五十九兩七錢三分七厘・一百四十四兩五錢が徴収されている。この三府の合計額一千一百四十九兩五錢七厘は、ヴェトナム全土からの徴収額として示されている一千七百七十二兩三分五厘を上まわっている。後者の数字にはおそらく何らかの誤りがあるかと思われるが、他府からの銀税徴収が皆無である事から、この三府に銀税の全額が押しつけられたと判断してよからう。ただ彼らの反乱はいづれも少規模かつ単

発的なものであり、小規模な討伐と招撫策^④によって鎮圧されてしまった。

(3) デルタ中樞部 この地域には若干の例外を除いてはほとんど反乱が見られない。その直接の原因は、やはり同地に明の軍事・行政機関が集中していた為であろう。しかし、国家の直接支配に組み込まれ、行政的に再編された村落で、当時はデルタ中樞部の村落の大部分を占めるに至った「社」村落が、明の里甲制による支配に適合した事も考えられる^②。

しかしながら、この地に於いてさえも、明の支配が貫徹したとは言い切れない。既に山本氏が指摘しているが、例えば永楽五年（一四〇七）に全国で二百十あった県が、同十五年には百五十七、同十七年には七十九と大幅に減少している。これは明の支配力の減退により不用になった県を統廃合した結果と考えてよからう。いわばこの地域は、明の支配に対して消極的な抵抗をしつつ、結果的に黎利の北上を待ったと言えそうである。

(4) 南策・安邦及び下部デルタ地方 この地域こそが本稿の主眼である。もともとこれらの地は陳朝が重点支配地として扱っていたせいもあってか親陳的であり、胡氏の統治に反抗したが、明の支配が始まると、今度は明に対して永楽五年頃より同二十年頃まで、様々な反乱が続けて起こった^②。その直接の原因としては、塩や真珠等の収奪にあった。

一塩については、明は永楽十三年（一四一五）に塩法を立てて塩の私造・私売を禁じ、安邦（クァンイェン・ハイニン省）から父安に至る海岸地帯に塩課司を数ヶ所設置した。そしてこの地からは、塩税としてヴェトナム総量の八十パーセントを越える現物徴収が行なわれ、また、その生産にあたって農民が役使された。

真珠については永楽十六年（一四一八）七月に安邦の靖安・雲屯に珠場が設けられ、種々の産品と労働力が搾取され、雲屯も中国本土とヴェトナムを結ぶ補給路とされた。

このような状況の中で、南策・安邦地方では清化での黎利の拳兵にやや遅れて永楽十八年（一四二〇）に黎餓なる人物が反乱を起し、陳睿宗の玄孫であると騙って帝位を称し、それ以前の反乱の残存勢力を結集して安邦に拠った。しかし、中国本土及び明の重点支配地域に近い事が災いし、彼は李彬らの大軍に破れ、以後、この地方でまとまった反抗勢力が生

お、この記事の最後に、

時、士大夫富貴を貪り、胡氏の意を希みて上書し、陳氏の子孫を誅し、及び田奴を滅損し、以て其の勢を抑えんことを勸む。黄晦卿・阮希周・同秋の徒の如し。其の余、数うるにたえるべからず。

とあり、この法が陳朝の田庄経営の完全撲滅を望む科挙官僚の意向に沿ったものであることが窺える。

⑧ 現在のヴェトナムの行政区画は歴史叙述に不適当なので、旧植民地期のそれで示す。

⑩ ミンローチャイン氏は、この徙された人々を、おそらく陳朝の宗室や新政策に反抗して土地を没収された人々であらうとしている。Minh Tranh, *Sở Thiên Lộge Sứ Việt-Nam*, tập II, Hà Nội, 1955, pp. 48-53. 陳朝宗室の田庄経営が多く南冊やデルタで行なわれていた事を考えると、この徙された人々の多くがデルタ出身者であった事は想像に難くない。

⑪ 『全書』巻八 光泰十年(一三九七)夏四月の条に、

外任官制を定む。路に安撫使・副を置き、州に通判・僉判を置き、県に令・尉・主簿を置き、以て之を管らしむ。路は府を統へ、府は州を統へ、州は県を統へ、凡そ戸籍・錢穀・獄訟は總て一路の簿と為し、歳季報省し、馮を以て稽考す。又、都督・都護・都統・総管府・太守司を置き、以て之を轄らしむ。

とある。ウィットモア氏は、この政策は胡氏が边境に於て自らの政策をおしすすめる為のものであると理解している。Whitmore, *op. cit.*, pp. 47-49. なお、胡朝期の行政区画に関しては、Maspero, H., *Études d'histoire d'Annam II, La Géographie politique de l'empire d'Annam sous les Lý, les Trần et les Hồ* (X^e-XV^e siècles), *Bulletin de l'École Française d'Extrême-Orient* (支那 BEFEO 15) XVI, 1916, Đào Duy Anh, *Dati Nêde Việt Nam Qua Các Đời*—

Nghiên cứu Địa lý học lịch sử Việt Nam, Hà Nội, 1964 の中国語訳、鍾民岩訳、岳勝校『越南歴史地理研究——越南歴史地理研究』北京一九七三、桃木「陳朝期ヴェトナムの路制に関する基礎的研究」『史林』六六一五、一九八三等の研究がある。

⑪ この科挙法で最も重要な点は、これにより始めてヴェトナムの科挙に三段階試験制が成立した事である。竹田竜児「安南における科挙の起源及び成立」『史学』三八一四、一九六六、五七—五八頁。

⑫ 『歷朝憲章類誌』(以下『類誌』と略)巻二十六 科目誌歴代試法之綱の同年条に対する按文。

⑬ もっとも、この数に關しては問題がある。『全書』巻八 開大二年(一四〇四)春二月—八月の条に、

漢省試舉人式を定む。今年八月を以て郷試し、中者は徭役を免す。明年八月、礼部試し、中者は選補を免す。又明年八月、会試し、中者は太學生に充つ。又明年、再び郷試を行なうこと前年の如し。時、士人業を専らとし、進取を期すも、ただ礼部試を得、乱に遭いて中止す。(以下略)

とあり、本来一四〇六年に会試を受けて合格した者が太學生とされるはずであった。なお、竹田氏は、上記史料の礼部試が会試、会試とあるのが殿試であるとした(竹田前掲論文五七—五八頁)。殿試は普通、会試合格者に順位をつけるだけのものであるが、会試と殿試(史料では礼部試と会試)の実施の間に一年おくとするのは、この殿試が純粹に選抜試験であったのではないかと疑いをいだかせる。とすると、その最終試験の中止が百七十人もの大量合格者を生んだのではなかろうか。

⑭ Minh Tranh, *op. cit.*, pp. 46-61, do, *Tram Hieu Lich Sử Phái Trần Xà Hôi Việt Nam*, Hà Nội, 1957 の中国語訳、范宏貴訳『越南社会發展史研究』北京一九六三、六三—七五頁。

⑮ Whitmore, 「はじめに」の註③書 pp. 1-4. ただし氏はこの対立の原因を、もっぱら数百年間デルタのハノイにあったヴェトナムの首都を清化に移した事に対する、デルタのヒロート達の不快感で説明している。これを養成しかねる事は言うまでもない。

⑯ この四人とは、陳汝石（新安府龍策州白多社人）、陳豊（新安府至靈県麻弄社人）、李助（新安府至靈縣麥可社人）、莫遂（新平府至靈県東高社人）を指す。他の二人は三江府、清化府の出身である。

⑰ 山本『安南史研究——元明両朝の安南征服——』山川出版社、一九五〇、四一一—四九二、六一五—六一八、六五二—六五六頁。「明のメトナム支配とその崩壊（一四〇〇—一四二八年）」同氏編『メトナム中国關係史——曲氏の抬頭から清仏戦争まで——』山川出版社、一九七五、一七九—一九三、二一五—二二二頁。

⑱ Phan Huy He—Phan Đại Doan, *Khởi Nghĩa Lam Sơn và Phong Trào Đấu Tranh Giải Phóng Đất Nước Việt Nam* (3d. ed.), Hà Nội, 1977, pp. 40-96. 同書及び山本氏の著は反乱の動向等に関しては詳しく述べてあるが、反乱の原因や、反乱にある程度の地域性がある事を論じていない。

⑲ Lê Thành Khol, *Le Việt-Nam, Histoire et Civilisation*, Paris, 1955, pp. 206-208.

三 黎太祖・太宗の文臣登用策

前稿で述べた如く、初期の黎朝政権は、清化集團員が枢要の地位を占めた。そして、黎餓の反乱という独自の反乱を起し得た事、更に同地への黎利軍の進出が遅れたが為に、南策地方の勢力は建国時まで黎利の軍事集團にほとんど組み入れられなかった可能性が強い。従って、順天二年（一四二九）五月に開国の功臣に爵位が与えられるが、南策地方の人物が、

⑳ 黄福の『黄忠宣公文集』巻七に載る檄文には、これら北方山岳地帯の士官・頭目にあてたものが圧倒的に多い。しかもその内容は、自らが反乱を起さないう論したものの、叛徒を討伐しよう命じたもの、またその功を賞したものが大半である。

㉑ 社に関して桜井氏は黎朝聖宗期の社の分布を調べ、黎朝期の社が红河デルタ及び清化・乂安の平野部に集中する事を示し、これが黎朝の直接支配地であるとした。桜井『メトナム村落の形成——村落共有田とコンディエン制の史的展開——』創文社、一九八七、一四一—一八〇頁。「安南志原」巻一「坊廓郷鎮の条によると、このデルタコアの地域の村落は八十六パーセント以上が「社」である。

㉒ 山本前掲書、五七一—五八〇頁。

㉓ 『全書』『明実録』『越簡書』等により、この地での反乱を列記する。永樂五年（一四〇七）十月 新安・建平・諒江・東潮等で陳月湖・范振等が挙兵

同八年（一四一〇）七月 鎮蛮府で反乱

同九年（一四一一）十二月 陳季拡が奉化府まで北上

同閏十二月 鎮蛮・下洪方面で陳存仁がゲリラ戦を展開

同十七年（一四一九）十一月 下洪・新明で鄭公証・黎行・范善らが挙兵し、ハノイを攻撃して失敗

これにその名を連ねた可能性はほとんど無いといつてよからう。^①それ故、南策勢力が黎朝政権に食い込んでゆくには多大な困難を伴った。そして、軍事面に関して圧倒的に清化集団が優勢であったが為に、文官への道を求める事になったのもごく自然の成り行きであった。

一方、太祖黎利の方も、文官充実の為、順天二年十月に文武三品以上の官（つまりそのほとんど全てが開國功臣）に賢才を各々一人ずつ推薦せよとの詔を出している。しかし、実際のところ、この詔によって文職を得たのはウィットモア・佐世俊久両氏が示唆しているように、大多数が功臣の縁者や子孫であったと考えられる。^②そして武臣を以て文職に充てるといつてもよいこのやり方が、後代まで長く糸をひくことになった。

その為、太祖はこれとは別に試験による取士に力を入れた。太祖は明軍の籠る東関城を陥落させる以前の宣徳元年（一四二六）十一月に、参謀格の阮鷹の輔けをかりて、早くも臨時的な取士試験を東関城の対岸に築いた菩提營で行なった。

しかし、この後更に明との戦闘が南策を含む各地で一年近く続いた事、合格者の名や出身地がほとんど不明である事、^③更には太祖期の地方文官の動向が史料からはつかめない事等の為に、この試験にどれ程の実効力があつたかは不明である。

太祖は即位後も順天二年に明経科、同四年（一四三二）に宏詞科の試験を行ない、それぞれ七人、四人（史料によっては五人）の合格者を出した。^④しかし、藤原利一郎氏が指摘されるように、この二回の試験も宣徳元年のそれと同様、一回きりの臨時的なものであり、合格者も少なく、とても太祖の期待した結果が得られたとは言えない。^⑤しかも南策出身者は一人も存在しなかった。ただ、太祖が正式な科挙法の制定を考えていた事、そして、前記の明経科・宏詞科の合格者が官僚制国家の実現や科挙の実施について少なからぬ役割を演じた事には注意を要する。

前近代のヴェトナムに関しては、従来の「小中国」的な視点に対する反省から、ヴェトナム独自の、或いは優れて東南アジア的なものとしてみようという傾向が高まっている。

確かにヴェトナムは中国から独立する以前より中国の文物や制度の導入をはかっていた。官僚制度の導入もその一例で

ある。しかし、その支配体制は、史料にみえる官僚制的なそれとは程遠いものであった。桜井氏は李朝の支配体制について、李末の反乱分析からそれが豪族の連合体にすぎない事を論証し、桃木氏は李朝の長期安定は、O・W・ウォルターズ氏のいう「マンダラ権力」が安定化し貴族化したものとの結論を下し、官僚制（特に軍事面）の未発達を指摘した。^⑧

李朝を継いだ陳朝も、桃木氏が示した様に、重職はすべて宗室が握り、また地方の勢力は存在するものの、その上に宗室がかぶさる様な形で支配されていた。^⑨

この陳朝宗室の権力が対モンゴル戦によって衰退し、新たに異姓官僚が進出し、その力を結集し勃興したのが前述の胡氏であった。そして胡朝を滅ぼした明も、その支配機構の中に数多くのヴェトナム士人を登用する事によってより官僚制的な支配をヴェトナムにもたらした。従って官僚制度の導入という点に関しては、胡氏と明との間には断絶は無かったと言ってもよい。むしろ断絶があるとすれば、明と、前稿で述べた如く武人が政権を握っていた初期黎朝との間にあると言えよう。

では官僚制度を導入するメリットはどこにあったのか。言うまでもなく、それは皇帝の支配が合理的に末端まで貫徹するという点にあらう。ウィットモア氏は、ヴェトナムが中国の一省程度の大きさしかもっていない為、官僚制度の導入によって、中国以上にヴェトナムでは村落レベルまで権力の介入が可能になったとしている。^⑩

清化の一土豪にすぎなかった太祖黎利が官僚制度の導入について、どれ程の見通しを持っていたかは明らかではない。ただ、対中関係正常化に必要な中国文化の素養をもつ人物を登用した際、その多くが胡朝期の科挙合格者であった事に注意を向ける必要がある。後述する開国功臣の一人でもある阮鷹を筆頭として、彼らは胡氏・明の支配を経ており、官僚制度の確立こそが王朝の安定につながると認識していたと考えられる。太祖をして官僚制国家への志向を持たしめたのは彼らであった。

そして、この文臣達がどう扱われたかについて考察する為には、まず黎初の文官制を一覧する必要がある。『類誌』卷

十三 官職誌歴代分設之綱や『全書』に散見する記載によると、まず中央では皇帝の下に宰相・副宰相があり、その諮問機関として政事院^⑫があり、次に「宰相に並ぐ」と言われる大行遣があり、その他に二部（吏部・礼部）、三省（中書・門下・黄門）、審刑院、翰林院等があった。一方、地方は東・西・南・北・海西の五道に分たれ、その下に路、次いで県や州があった。そしてそれに対応する文職として、各道の長官として各道行遣が、副官として參知（同知）各道軍民簿籍及知詞訟事が置かれ、路には安撫使、県には転運使、州には宣慰使・鎮撫使等が置かれた。

以上のうち、宰相・副宰相は、前稿で論じた如く清化集團員が大半を占め、文臣の入る余地は無かった。また大行遣及び行遣^⑬については、『類誌』卷十四 官職誌官名沿革之別の行遣の条に、

行遣の職、李朝より始む。専ら中官を以て之と為す。入内行遣同中書門下平章事の如し。^⑭蓋し亦相職の次なり。陳初、李の旧制に因る。…（中略）…聖宗（在位一二五八—七八）杜国佐を用いてより、その後文学の士、相繼いで登用せらる。…（割註略）…行遣の職、遂に儒紳の要途と為る。黎朝初めて興るに陳の旧制に仍り、大行遣・五道行遣を分設し、軍民簿籍詞訟事を分掌せしむ。俱に文班の首に在りて、宰相に並ぐ。…（以下略）…

とあり、宰相につぐ重職の行遣職が陳朝中期まで宦官に独占されていたのが、官僚層の進出に伴い、以後科挙系官僚がこの職に任じられるようになった事が知れる。しかし、黎朝が「陳朝の旧制に仍」ったとあるのは必ずしも正しい表現ではない。『全書』等により、太宗代初期頃まで下って、行遣職に任じられた者を列挙すると以下のようなになる。

○大行遣 阮薦 順天元年—大宝三年

○東道行遣 記録無し

○西道行遣 鄭磊 紹平元年十一月まで 阮汝覽 同二年二月拜任

○南道行遣 鄭克復 同元年二月まで 黎国楨 同元年二月拜任

○北道行遣 記録無し

○海西道行遣 記録無し

史料はやや少ないが、知り得る限りから判断すると、行遣職は全て開国功臣（しかも抗明戦の初期から黎利に従った者が占めており、儒紳が拝任したのではなく、当然の事ながら、南策出身者は一人も存在しなかった。黎初は文職においても地位が高くなればなる程、開国功臣の占める比率が高くなり、更にその最上部に清化集団員の武人宰相が存在した。太祖期の試験合格者は地方に出るか、わずかに帝の側近の小官となるのみであり、完全に清化集団による支配体制の中に組み入れられていたのである。

そして、文臣にとって、待望の科擧が行なわれるようになったのは次帝太宗（在位一四三三—一四四二）の治世に入ってからであった。

『全書』巻十一 紹平元年（一四三四）八月九日—十八日の条にある科擧法制定の詔によると、同五年に郷試、六年に会試を行ない、以後三年一大比することが定められた。^⑤

清化集団全盛なる時に、何故このような詔が出せたのかはまだ一考を要するが、清化集団が、文武高官の枢要を占めているという自信によるものと考えられよう。

ところで、ここで科擧を推進した人物として、また南策勢力にはなくてはならない人物として、太祖の参謀格であった京師に近い上福県出身の阮鷹について語る必要がある。

彼の遺稿を集めた『抑齋集』巻五 先生事状考によると、彼の先祖の貫地は鳳山県支碇社（黎朝期至靈県に属す）であり、陳朝宗室の重鎮陳元旦の娘と、後に科擧官僚となる阮飛卿の間に生まれ、前述の聖元元年の科擧に合格した。その後、明の侵略に遭って父飛卿は捕えられ、鷹も父を人質に取られた為に東関城に赴き、軟禁された。その後、逃亡に成功し、（非現実的な仮託であるが）神託に従って黎利のもとに奔った。

以上の経歴からもわかるように、彼は胡氏及び一時明の下にいて、明の官僚制を具さに見、こうした官僚制度とその元

となる科挙の必要性を痛感し、又それを黎朝に期待していたに違いない。¹⁶⁾

開国の後、『全書』等の史料に拠る限り、彼は功臣の一人でありながら努めて清化集団とは距離をおいて権力闘争の場から離れ、専ら諸制度の制定、礼楽の普及、法典の整備等に没頭していたようである。¹⁷⁾しかし、その彼の独壇場であった礼楽制定の分野にまで、他人の横槍が入ってきた。『全書』巻十一 紹平四年(二四三七)五月の条によると、雅楽の校定をめぐって鷹は太祖期に「親近す可からず」とされた宦官梁登と対立し、結局鷹はこの仕事を辞し、梁登の校定が採用される事となった。開国の重鎮であり、更に前朝陳氏の外孫であった彼にとって、自説が採用されなかった事は屈辱であったに違いない。『全書』では「鷹、其の事を辞す」とあるのみだが、『類誌』巻七 人物誌阮鷹伝によれば、彼は全面的に辭職して先祖の原貫地南策地方の至靈に隱居宅を設けてそこに居し、時々朝参するという状態になった。そのような鷹にとって紹平元年の科挙法による科挙実施は悲願であり、それは南策地方の士人にとっても同様であった。

さて、大宝二年(一四四二)に郷試が行なわれた後、『大宝三年壬戌科進士題名碑記』によると、提調官黎文靈・監試趙泰の下で会試が行なわれ、郷試合格者四百五十人中三十三人が合格した。そして数日後の二月二日、殿試が行なわれ、翌三日、読卷官阮鷹・阮夢荀・陳(程)舜俞・阮子晋らの採点をもとに太宗が合格者に順位をつけた。

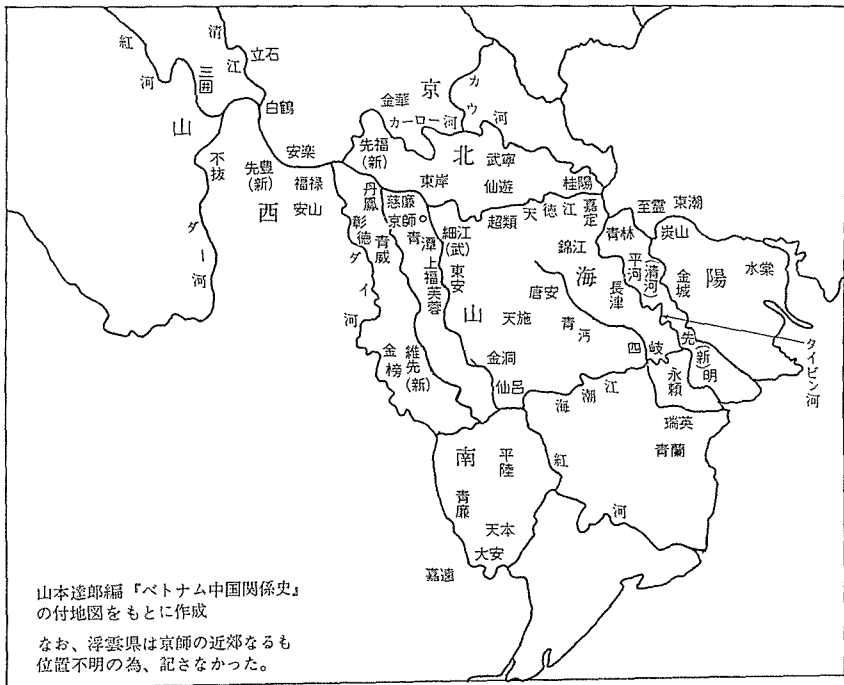
この三十三人の合格者を出身地別に見ると、山南が十一人、山西が四人、京北が六人、海陽が七人、清華(化)が三人、又安が二人となっている。これに『抑齋集』巻六 地輿志に載る各地方の人口を加味してみると、北部山岳地方及び南方順化地方が一人も合格者を出していない事を除けば、特にどこかが相対的に多くの合格者を出したとは言えないようである。

しかし、このうちデルタの四承宣の部分に細かく府県レベルで分析すると以下のようなになる。

山南 応天府 ○彰徳県二人 ○青威県一人

常信府 ○青潭県二人 ○上福県一人 ○浮雲県¹⁸⁾一人

快州府 ○東安県一人 金洞県一人
 仙呂県一人
 義興府 大安県一人
 山西 國威府 福祿県一人 ○丹鳳県一人
 不拔県一人
 京北 順安府 △嘉定県一人 △善才県一人
 ○東岸県一人
 北河府 金華県一人
 海陽 下洪府 △長津県一人 △永頼県一人
 南策府 △青林県四人 △平河県一人
 ○を付したものは京師ハノイに接するか一つ県を
 挟んで位置する県であり、△を付したものは南策
 地方及び阮廌の隠居地至靈県に接するか、一つ県
 を挟んで位置する県を示している。（地図2参照）
 ウィットモア・佐世両氏は『進士題名碑記』や
 『大越歴朝登科録』を利用した細かい分析を行な
 っていないが、ここに単なる「デルタ勢力」とは
 言い切れない二つのコアのある事が見てとれよ
 う。一つは京師周辺であり、いま一つは陳末から



地図2 科擧合格者の出身県

胡朝期・属明期を通して絶えず時の政權に反抗を繰り返してきた南策地方である。既述の如く、この地方の出身者は抗明期の黎利集団に参加した形跡が無く、従って功臣のつてが無いという事では出遅れていた。科挙は、この南策勢力にとって唯一の政權参画のチャンスだったわけである。

京師近郊に合格者が多く出るであろう事は事前から予想された事である。しかし、功臣の立場から遊離していった阮鷹の居す南策地方に、一大文人勢力が出現した事は、清化集団の宰相達に衝撃を与えた事であろう。そして、それに対する反撃の機会は意外に早く、四ヶ月余り後の同年七月におとずれた。時に太宗は阮鷹の隠居宅に行幸し、そしてその帰京の途中、八月四日に急死した。太宗のもとにはその寵を得、又阮鷹の妻でもある阮氏路が侍していた事から、「人皆曰く、阮氏路帝を弑す」という讒言をもとに、十六日、阮鷹一族は誅殺され、そしてそれに先立つ十二日に清化集団によって太宗第三子仁宗が擁立された。

この太宗急死に関して、最初にこれを清化集団による暗殺ではないかと疑ったのはウィットモア氏である。佐世氏もこれに同調しているし、筆者もその可能性は十分にあると考える。しかし、この事件は、ウィットモア氏の述べられる様なデルタ勢力への清化集団の反撃というものではなく、あくまで阮鷹を核として勢力をのばした南策勢力と清化集団の対立と理解するべきであろう。

- ① 前稿で筆者は功臣の分類を行ない、九十五人の功臣中、氏名わか
る者六十一人中、二十人がデルタ出身の可能性がある事を示唆したが、
南策方面での戦闘が長びいた為、この中に南策出身者が存在した可能
性は薄い。前稿、二二―二四頁。
- ② Whitmore, *op. cit.*, pp. 11, 17, 佐世「ウエトナム黎朝國家の確立
過程に関する一考察」『史学研究』一六七、一九八五、二五―二六頁。
- ③ 阮鷹の死後、大行遣となる陶公僕などの名が知れるのみである。
- ④ 史料によっては矛盾する点もあるが、『大越歴朝登科録』（テキスト

- は *Dai Việt Lịch Triều Đăng Khoa Lục, quyển nhất, Sài Gòn, 1963*) によると、明経科には趙泰・程(暎) 舜猷・潘季先・阮天統・
武永禎・阮克孝・程頭が、宏調科には阮天錫・程清・鄧惠運・朱三省
・陳封が合格した。
- ⑤ 藤原「黎朝の科挙」『東南アジア史の研究』法蔵館、一九八六、四
〇七―四一二頁。なお、以下引用する藤原氏の論文は全て上記書に掲
載されている。
- ⑥ 桜井一註⑩論文。

- ⑦ 「マンダラ権力」とは、ウォルターズ氏が提起した東南アジア権力理論の一つで、権力者の個人的な能力の誇示によって支配する者とされる者との二者関係が規定され、その集積を特徴とする権力論である。詳しくは Wolters, O. W., *History, Culture, and Region in Southeast Asian Perspectives*, Singapore, 1982 を参照のこと。
- ⑧ 桃木「ヴェトナム李朝の軍事行動と地方支配」『東南アジア研究』二四一四・一九八七。
- ⑨ 桃木一註⑤論文。
- ⑩ Whitmore, Vietnamese Adaptations of Chinese Government Structure in the Fifteenth Century, in *Historical Interaction of China and Vietnam: Institutional and Cultural Themes*, compiled by Edgar Wickberg, Center for East Asian Studies, The University of Kansas, 1969, pp. 6-7.
- ⑪ 黎利は明の体面を守って、そのヴェトナム遠征の名分である「陳氏復興」に依りて実は陳氏とは関係のない人物を陳高と名のらせ、これを安南国王に冊立してくれるように明に要求した。これにより明軍は撤退したが、黎利は即位後、陳高を病没として殺してしまい、それが明にも伝わり、問題となった。藤原「ヴェトナム黎明前期の明との関係」一九九一〇六頁。
- ⑫ 藤原氏によれば、これは黎明新設の機関で、宰相赫下の常設審議機関であったらしく、文臣が中心となって運営されたらしいが、その主宰者は「類誌」では参知政事であった。藤原「黎明聖宗の官制改革」四七〇頁。
- ⑬ 大行遣及び行遣に関しては『類誌』の記載がやや雑なので疑問点が少々ある。以下列挙し、私見を述べたい。まず大行遣と各道行遣との間にはどういふつながりがあるのか。これに関しては史料も研究も無い。ただ、大行遣であった阮府が翰林院承旨を兼任していた事を考え

ると、大行遣は中央の文班のトップにあったと考えられ、各道行遣と直接のつながりは無かったと推定される。次に、各道行遣は果たして任地に実際に赴いたのかどうか。『類誌』卷十三「官職誌歴代分設之綱」に、

（上略）…仍りて五道行遣を置き、軍民簿籍調訟事を分掌せしむ。（割註：首に行遣、次に参知・同知・主簿・道属等の官あり。）

とあり、道の長官が行遣である事は明白だが、『全書』によると地方から中央へ種々の情報を提供する者は次官の参知・同知、或いは更に下のレベルの者である場合がほとんどであり、行遣がその役割を演ずる事はまれである。この点からすると、行遣は中央に於いて、参知・同知が現場の責任者となっていた可能性が高い。

⑭ 東洋文庫本には「加」とあり、ヴァン・フウ本 (Van Van Mân, *Lịch-Trữu Hiên-Chewng Loai-Chi*, Saigon, 1957) には「如」があるが、ここでは後者に従う。

⑮ 藤原氏は科挙が紹平六年から大宝三年に延期された事に関し、漠然と「準備が整わなかった為」（藤原註⑤論文、四一七頁）とした。佐世氏は紹平法が胡氏の科挙法をほぼ踏襲したものであることにより、手続きや設備その他の遅延による延期などではあり得ない、とした上で、この遅れを「開国功臣に妨害」によるものだとする。佐世前掲論文、三二頁。残念ながらそのような実力行使があった事を窺わせるような史料は無い。ただ、前稿で論じた紹平四年の黎黎一派の失脚（前稿、一二六―一二七頁）や、後述する科挙推進者の代表格の阮府の辭職（紹平四年五月）などがその原因の一つにあたるのかも知れない。なお、ウィットモア氏はこの科挙法に関しほとんど言及が無い。

⑯ 太宗や阮府が胡氏の行なった政策に相当関心を示していた事は、『全書』卷十一「紹平四年（一二三三）夏四月の条に、
帝（太宗）、胡氏の手詔及び詩文を觀んと欲す。阮府、采録して圖

語詩文數十篇を得、之を上る。

とある事からも窺える。

①7 大行遣職が黎初の官制で半ば浮きあがった存在在であった事は註⑩参照。

①8 『全書』卷十冒頭に、太祖の業績として、

即位に及び、律令を定め、礼学を制し、科目を設け、禁術を置き、官職を建て、府県を立て、図書を収め、学校を創む。創業の宏議有りて謂うべし。

とあるが、このうちの大半の事業に阮膺が関与したと考えられる。

①9 ナキストは Cao Vian Trai, *Le Triêu Lịch-Khoa Triêu-Si Đệ Danh Bi Ký* (黎朝歴科進士題名碑記), quynh chi nhât, ?, 1961, pp. 3-6 を使用。たたじの碑文に同じは Trần Hàm Tân, *Étude sur le Van-Mieu de Hà-Nôi* (Temple de la Littérature), BEFEO XLV, 1951, p. 91 の次にこの碑のかなり鮮明な拓本写真が載っている。この両者を比較すると、例えば首席合格者阮直の出身地に関する前者は 青威県見溪社人二十歳中

後者は 応天府青威県

とあり、明らかに異なっている。当然写真の方が正しいとすべきであるが、前者はどうも『大越歴朝登科録』によって出身地を記しただけらしい。なお、合格者に与えられた称号は聖宗以前では状元・榜眼・探花郎・正榜、附榜であった(藤原前掲論文、四三三―四三三頁)が、本稿では第一甲・二甲・三甲で統一して記す事にする。

②0 この碑は聖宗洪徳十五年(一四八四)に建てられた為、地名は光順十年(一四六九)以降の行政区画に従っている。その序列は以下の通りである。

承宣—府—県
州

②1 浮雲県は他史料に見えないが、註⑩の拓本写真には常信府とあるの

で、それに従う。

②2 ここで、ハノイ地方の勢力についても一言加えておく必要がある。ハノイは、唐代には安南都護府が置かれ、李朝以降、諸王朝の国都となった古い歴史がある。従って、中国の先進文化受容の点では南方の清化地方などに比べてはるかに進んでおり、清化より勃興した黎朝との間に微妙な緊張状態があったのは事実である。その典型的な例が、佐世氏も指摘する(佐世前掲論文、二六頁)京路(ハノイ)出身の開國功臣范文巧の殺害である。彼は功臣ランクの最上位クラスにあり、枢密大使という大任についていたが、京路での人気が高すぎた為、讒言を受け、太祖の命で殺された(『大越通史』卷三十一 范文巧伝)。

このような緊張をほらんだ中、科擧の開始とともに、ハノイ勢力が抬頭してくるのは前記の如く、文化の先進地域であったが為に当然の成りゆきであった。しかし、ハノイ周辺は京師ハノイを除いて東西南北の四道に分割され、その結接点(南策勢力では至雲県がこれにあたる)であるハノイが清化集団を中心とする黎朝に国都として押えられていた。為に東道の東半を占めていた南策勢力のように、まとまった行動を起こした形跡は史料からは窺えない。よって、ハノイの文人勢力は王朝側に吸収されてしまったのではなからうかという推測も成立しうるのである。筆者がウィットモア氏の如く、清化対デルタという単純な構図をもち得ない理由の一つがここにも存在するのである。

②3 『全書』卷十一 同年八月四日の条

②4 Whitmore, *op. cit.*, pp. 36-38. この末尾で氏は、「帝の突然の、そして奇怪な死が、タインホアグループの総合的な再確立をもたらした」と述べている。

②5 佐世前掲論文、三〇―三二頁。

四 科挙の衰退

さて、仁宗が即位し、その実母阮氏が摂政となり、清化集団が政権を握っている下で、第一回の科挙合格者はどのように扱われたのであろうか。残念ながら、第一甲第二名の阮如堵・同第三名の梁如鶴がそれぞれ翰林院知制誥・御前学生局長の肩書をもって大和元年（一四四三）の遺明使に名を連ねている他は史料は沈黙している。彼らのうちのごく一部の名が再び史料に登場するのは大和六年（一四四八）以降であり、これについては後述する。

ところで、前述紹平元年の科挙法によると三年一大比が定められていた。にも拘らず、大宝三年（一四四五）の三年後にあたる大和三年には科挙は行なわれなかった。太宗と阮薦が存命しておれば間違いなく実施されたであろう事は、大宝三年の科挙に第三甲第十四名（総合二十四位）で合格した鄭鉄長が、六十四歳という高齢にも拘らず、その成績にあき足らず、合格を辞して次回に期した事^①によっても容易に想像がつく。佐世氏は科挙延期の理由として、「開国功臣による妨害」という説明を行なっているが、その妨害の内容にまでは言及していない。筆者は、その具体的内容として、開国時にみられた功臣の人事権がなお生きていて文官のポスト不足を生み、科挙官僚を増やす余地が無かったのではないかと考える。そしてその実態を大和六年の科挙と翌七年の人事異動策をもとに考えてゆきたい。

大和六年、鄭克復を提調、何栗を監試として会試が行なわれ、七百七十人の郷試合格者から二十七人を選び、八月二十三日、殿試により順位がつけられた。例によってその出身地を府県レベルで示してみよう（デルタ四承宣のみ）。

山南 応天府 ○彰徳県三人 ○青威県二人

常信府 ○青潭県一人 ○上福県二人

快州府 天施県一人

莅仁府 青廉県一人

太平府 瑞英県一人

山西 国威府 ○丹鳳県一人 ○慈廉県一人 安山県一人

三帶府 白鶴県二人

京北 順安府 ○武江県一人

海陽 上洪府 唐安県一人

下洪府 △四岐県二人 △永頼県一人

南策府 △青林県一人

これを見ると、大宝三年の勢力分布とは大きく異なっている。京師付近に相変らず合格者が集中(十一人)したのに対し、南策地方はわずか四人に激減し、その他は概して拡散している。これは各地の士人がこの科挙の実施に大いに発奮した為と察せられるが、その科挙において次のような不正が発覚した。それは、血を以て盟誓したにも拘らず、考官が採点にあたって私情を挟んだという疑いがもたれ、それが大いに世情を騒がせたことである^⑤。

こうした、おそらく清化集団の意をうけた考官の不正の為、藤原氏の論じた如く、この後、科挙に対する士人の人気は急速に落ちてゆくことになる。そして、同年十二月に彼らの処遇が発表された。それによると第一甲合格者と第三甲との間に破格の差がある事がわかる。第一甲合格者は、翰林直学士・中書舍人・翰林知制誥等に任じられているのに対し、第三甲合格者は実職の無い御前学生に充てられた。大宝三年の合格者もこれと同様の処遇が為されたであろう。為に彼らは熱心に功臣の歛心を買うことに汲々となり、大宝三年に第三甲第十六名(総合二十六位)で合格した阮国杰は、大和七年(一四四九)七月に、「世豪に符して」司刑大夫に出世し、又同じく第三甲第十一名(総合二十一位)で合格した黎霖は、大和七年十一月に起こった都督黎犬の男黎貫之の犯罪について、諫官でありながら、「噤んで言う能わず」というていたらしく、巷の童子に「吾、台官為らざらんことを恨むのみ」とまで言われる有様であった。清化集団を中心とする功臣達は、

科擧の実施後も一応自己の權益を維持する事に成功し、南策勢力の抑え込みにも成功したかにみえた。

しかし、文職の充実を目指す仁宗と阮太后は、大和七年に官吏任用に関して注目すべき政策を打ち出した。まず史料を列挙しよう。

(1) 中丞何栗を以て西道参知簿籍と為し、台官簿黎霖・国子教授范維寧を並びに監察御史と為す。国子監直講尹子平を安撫副使と為し、内密院同知黎念を副使と為し、殿中侍御史程馥を安撫副使と為す。御前学士鄧允美・監生阮剛中・阮自得・高文齒を各路転運副使と為す。監生を県官に除するは剛中等より始む。〔『全書』卷十一 同年八月の条〕

(2) 監生魯純・范公粘等三十人を各道の属吏と為す。監生を属吏に充つるは此れより始む。〔同年十一月の条〕

(3) 南策上路安撫副使阮直を以て翰林院侍講と為し、帰化路安撫使阮如堵・国威下路安撫副使梁如鶴を並びに翰林直学士と為す。路教授程伯恭・陶復礼を並びに監察御史と為す。翰林院直学士阮堯咨を新興上路安撫使と為し、中書舍人鄭鉄長を清化南路安撫使と為し、朱添威を新興下路安撫使と為す。…〔以下略〕（同年十一月の条）

これらに關しても既に先学の言及がある。

まず黎朝の学校制度に關して研究を行なった藤原氏は、国子監が開国功臣の子弟・民間の郷試合格者・会試の第四場合格にまで至らなかつた者が集う、一種の受験予備校的な性格を有していた事を論じた上で、(2)の措置を、監生の能力に應じて吏職にせよ就かせ、監生を新陳代謝させ、国子監の機能をよりよく發揮させる為のものと評価した。^⑥

次に佐世氏は、(1)・(3)は、中央と地方の官僚を交替させる事により、帝の上意下達を容易にし、君主権の強化につながるものであったとし、(2)については、監生を地方に赴任させる事により地方において科擧の振興を計る事を目的としたものであると理解した。^⑦

しかし、(1)や(2)の如く、監生を優遇する事は、ただでさえ少ない文官のポストを更にせばめる事になり、科擧の人気をより落としめ、(1)の前半部分や(3)の如き、佐世氏が述べたような重要な方策に齟齬をきたすようになったのではなからう

か。それが証拠に、三たび三年一大比は守られず、次の科挙は大和十一年（一四五三）まで行なわれなかった。(1)・(2)の策は人気の落ちた科挙をなんとか復興し皇帝権の強化を計ろうとしたものであろうと筆者も考えるが、実際は逆の結果を生んだのではなからうか。

しかし、それでもなお、南策勢力の士人にとって、政權参画に残された道は科挙をにおいて他に無かった。さまざまな制約を受けながらも実施された大和十一年の科挙において、南策地方は合格者を二十五人中十人出し、再び勢力をもち返した。だが、この科挙では第一甲が存在せず、科挙の人気は落ちる一方で、四たび延期された延寧五年（一四五八）の科挙の合格者は四名にすぎなかった。南策勢力の進出は、科挙の不人気と相まって仁宗朝ではしだいに阻まれていったと言えるのである。

① 『野史輯編』巻四 太和六年の条。

② 佐世前掲論文、三二頁。

③ 淳化集団の一員である鄭克復は参預朝政として政權に参画しており、又その子伯涯が尚主するなど、この時点では阮太后の信任が厚かった。

④ 『太和六年戊辰科進士題名碑記』(テキストは Cao Vien Trai, op. cit., pp. 21-23) 242。

⑤ 『全書』巻十一 同年八月の条によると、考官が偏聴したのを説卷官阮夢荀や監考同平発が無視し、これに対して同考官天錫が不服を申し立て、大騒ぎとなった。こうした不正が、南策勢力の抑え込みに一役かった事も考えられる。

⑥ 藤原「黎明前期の学校」、四五四―四五九頁。

⑦ 佐世前掲論文、三四―三六頁。

⑧ 『大越歴朝登科録』により、合格者の出身地を以下に列挙する。

- ⑧ 山南 応天府 ○青森県二人
- 快州府 ○東安県一人 芙蓉県一人
- 苾仁府 維新県一人 金榜県一人

山西 国威府 ○慈廉県一人

三帶府 立石県一人

陀陽府 不拔県一人

臨挑府 山田県一人

京北 順安府 ○細江県一人 超類県一人

海陽 上洪府 唐安県一人 ○錦江県一人

下洪府 △長津県一人 △四岐県一人

南策府 △青林県二人 △潜河県一人

荆門府 △東潮県一人 △巖山県一人 △水棠県二人

又安 二人

これによると、京師付近の合格者が激減し、科挙の人気が中央では次第に落ちてきた事が窺える。

⑨ 山南常信府青潭県一人、応天府彰徳県一人、山西三帶府安樂県一人、京北慈山府東岸県一人がその内訳である。合格者はいづれも京師付近の出身者であり、この科挙が全国規模のものではなかったと推定する事も可能である。

五 科挙の復活と南策勢力の再浮上

南策勢力は文官の面ではゆきづまりつつあった。一方、武人の方も事態は同様であって相変らず中央の禁軍及び地方軍の枢要は清化集団に握られていた。^①ここに、一大謀議が為される。南策地方を貫地とする母をもつ廢太子諒山王宜民のクーデタである。このクーデタを主導したのは南策に近い永頼県の出身者である范屯・潘般らであった。

延寧六年（一四五九）十月三日夜半、クーデタは成功し、仁宗と阮太后は弑され、後に清化集団の宰相達も殺された。前稿でも触れたが、このクーデタ及び宜民の統治に関しては、先学のさまざまな評価がある。

まず藤原氏は、後掲史料にある六部設置が事実であった事を論証され、宜民の統治が後の聖宗の官制改革の先駆となつたと評価された。^②

次いでウィットモア氏は、宜民の母楊氏が海陽の出身者であった事、そしてクーデタに協力したのも同地の出身者であった事から、これを清化集団に対するデルタ勢力の反撃の一例であるとし、そしてそれを科挙官僚が支持したとされた。^③

更に佐世氏は前二者の説をまとめ、デルタ出身の母をもつ宜民を科挙系官僚が支持し、急進的に中央集権化を計つたものであるとされた。^④

三者の説をまとめると、地域的にはデルタ対清化、政治志向の面では宜民と科挙官僚対開国功臣、という構図が描かれたのである。

宜民の統治の内容を語るのが次に引く史料である。

宜民、府県を置くことを議す。

宜民、六部・六科・府県州官を分設す。

（『全書』巻十二 天興二年（一四六〇）二月の条）

前述の如く、藤原氏はこの期の六部設置が事実であった事を論じられた。また佐世氏の説かれる如く、地方官改設の議によって、大量の文官ポストが生じ、それに科挙系官僚が数多く登用されたであろう事は想像に難くない。佐世氏は更に、篡奪直後、宜民により明に派遣された者の中に、多数の科挙系官僚が多数含まれていた事を指摘し、自説の根拠の一つとしてゐる。^⑥

しかし、その事から直ちに科挙官僚が宜民を支持し、一気に政権を参画できるようになったと考えるのは早計であろう。もし、科挙官僚が熱烈に宜民を支持したとするならば、宜民を倒して即位した聖宗の時代に、彼らが何らかの処置を受けなくてもよさそうなものだが、その様な例は史料には見られない。^⑦また、前稿で引用した『大越通史』卷三十一 阮熾伝や『黎朝興国功業衍志』卷一 延寧六年己卯冬十月初三日の条によると、この新政権の実権は、クーデタに功のあった軍人范屯・潘般・陳陵らが握り、他の文武官は「各々口を緘じ」ていたのである。

宜民が官僚制度の整備を実施し、そして数多くの文官ポストが生じたのは事実であろう。しかしその統治の実態は、上述の如くクーデタの功臣が権力を握ったのであり、官僚制国家の完成は聖宗を待たねばならなかった。又、ウィットモア氏の言う地域対立の点で考えるならば、デルタの南策以外の地方の動向が知れぬ以上、デルタ対清化とすべきではなく、より厳密に、南策の軍人勢力対清化集団とすべきである。

天興二年（『光順元年』）六月六日に阮熾・丁列等清化集団による逆クーデタが成功し、宜民は廃され、聖宗が迎えられて帝位についた。本来なら当然清化集団による政権掌握が復活したはずだが、前稿で論じた如く、阮熾・丁列は宰相に任じられたものの、下位の禁軍との統属関係は切れており、その位は実質を伴わないものであった。そして清化集団による重臣から解き放たれた科挙が、宜民期の大量の文官ポストの増加にも刺戟されて、これ以降再び隆盛をみるようになるのは当然の成り行きであった。

藤原氏は光順四年（一四六三）の科挙成功の具体的な原因として、

(1) 前年に保結郷試例が定められ、受験者の質を保結者が保証する事により、科挙に対する社会的信用が高まった事
 (2) 合格者に進士及第等の称号が始めて用いられた事
 などを挙げておられる。^① こうした事によってこの科挙は、会試に応じた者千四百余人、合格者四十四人という隆盛ぶりを示した。^② 筆者は更に二つの特徴をこの科挙につけ加える事ができる。

一つはこの科挙の試験官に、それ以前の科挙合格者が多数含まれている事である。『光順四年癸未科進士題名碑記』によると、阮来・黎念といった開国功臣の子孫が提調官となる一方で、阮永錫・阮如堵・阮伯驥といった科挙官僚が読巻官に任じられているのである。確かにそれ以前の科挙においても太祖期の明経科・宏詞科の合格者が読巻官となっていたが、正式な科挙官僚がこれに任じられるのは始めての事であり、士人の科挙に対する人気を高める点で大いに貢献したと考えられる。

いま一つは、科挙合格者の出身地がより一層の拡がりを見せ、更に南策勢力も再び大量の合格者（十三人）を生んでいるという事である。内訳は、

山南	○彰徳県二人	○青威県三人
応天府	○上福県一人	○浮雲県一人
常信府	○東安県一人	天施県一人
快州府	平陸県一人	
莅仁府	天本県一人	
義興府	嘉遠県一人	
長安府	青蘭県二人	
先興府		
山西	○慈廉県一人	福祿県一人
国威府		

三帯府 安楽県一人 新豊県二人

京北 順安府 ○細江県一人

慈山府 ○東岸県二人 仙遊県一人 △桂陽県一人

海陽 上洪府 唐安県三人 △錦江県一人

下洪府 青沔県一人 △四岐県二人 △永頼県一人

南策府 △青林県二人 △平河県二人 △新明県一人

荆門府 △至靈県一人 △金城県一人 △水棠県一人

清化 二人

父安 二人

であり、これもこの科挙が清化集団の掣肘から離れ、純粹に文臣の登竜門となった事を士人が認めた為と言えよう。

藤原氏は三年一大比がこの光順四年の科挙以降成立した事を評価して、ヴェトナムの科挙がこの光順四年を以て確立したとするが、筆者は、それ以前の科挙及び科挙官僚が、専ら清化集団を中心とする功臣に制御されていたのに対し、この科挙が宜民以降拡充された文官ポストに恒常的に士人を送り込む試験となったという点をつけ加えて、氏の言に同調したい。そして、この科挙の確立によって、南策勢力は漸く恒常的に黎朝政権に参画する事が可能になり、聖宗朝で完成した官僚制度の中で文班の一翼を担う事となり、大きな活躍の場を与えられることになったのである。

① 前稿第二章参照。

② 宜民は大宝元年正月二十一日に皇太子に立てられたが、その実母楊氏が驕慢になったという事で翌二年宜民は廃されて諒山王に封ぜられた。

③ 藤原三註⑧論文、四七一―四七三頁。

④ Whitmore, *op. cit.*, pp. 77-86.

⑤ 佐世前掲論文、三六一―三八頁。

⑥ 宜民以前にはその存在が確認できなかった兵部・刑部の尚書に勅諭した記事が、光順七年からの官制改革に先立つ『全書』卷十二 光順四年（一四六三）十二月の条に見られる。藤原前掲論文、四七一―四

七二頁。

⑦ 佐世氏は註⑤等の尚書に、阮如楮・陳封、阮廷美・阮永錫、刑部左侍郎に阮茂など科挙官僚が任じられている事を指摘している。佐世前掲論文、三七―三八頁。⑧ 佐世前掲論文、三七頁。

⑨ ただ一例のみ、科挙官僚吳士運等が宣民の寵を受けていた事が窺える記載が、『全書』巻十二光順二年（一四六一）十月の条にある。

おわりに

『黎朝貢法』に、

海陽人、土は饒にして人は悍たり。時平らかなれば則ち順化し、時乱るれば則ち梗化す。丁・李以来、鎮撫の任、扱はざるべからざるなり。

と言われるように、海陽の東半の南策地方は、ヴェトナムの独立期（或いはそれ以前）より交易等で一勢力を築いていた。属明期における抗明戦で遅れをとった同勢力は黎朝政権への参画を模索し、科挙にそれを見い出した。そして聖宗期の科挙の確立は、南策勢力の士人の政權参画を可能にした。

しかし、いわばそれと引きかえに、前稿で論じた如く、清化集団の軍事面における優越性は制度的に認められることになり、南策地方も、清化集団を根幹とする五軍都督府制度に組み入れられる事になり、都督の多くには清化集団員が充てられた。そして、こうした政策に対する武人の不満が、後の南策地方出身の武人莫登庸による政權奪取（一五二七）へと結びついていったと考えられるが、その過程については又稿を新たに論じてみたい。

① 前稿、一三八―一四〇頁。

⑩ 前稿第三章参照。

⑪ 藤原三註⑤論文、四二六―四四一頁。

⑫ 『光順四年癸未科進士題名碑記』（テキストは、Cao Vien Trai, *op. cit.*, pp. 33-34）2746。

⑬ 藤原前掲論文、四二六―四二八頁。

Transition and Evolution of Kinai 畿内 Yayoi Pottery

KUWABARA Hisao

Yayoi pottery of the Kinai district is thought to have undergone a great change between the middle phase and the late phase. In this paper, I first examine the change in pottery surface patterning and the relation of pottery types to these patterns, dividing the various types largely into two groups: comb patterned and non-comb patterned. I then examine, chronologically, how these two pottery types developed. I conclude that the change between the middle and late phases can be understood as being the result of a gradual shift from comb patterned to non-comb patterned types. I believe that this great evolution in pottery styles reflects the changing social conditions, customs and religious forms which occurred towards the beginning of the *Kofun* 古墳 era.

Nam Sách Power in the Early Years of the Lê Dynasty in Vietnam

YAO Takao

After Vietnam achieved independence during the tenth century, there was a factional power in the Nam Sách 南策(冊) located on the eastern border of the Hồng Hà 紅河 delta. The Nam Sách depended, economically, on the transportation between the port of Vân Đồn 雲屯 and the capital, and on the agricultural land brought under cultivation during the Trần 陳 period.

The Nam Sách resisted the policies of the Hồ 胡 dynasty which had usurped the Trần throne and cooperated with the invading Ming forces. As the Ming forces came to exploit salt and various rare goods, the Nam Sách repeatedly resisted the Ming presence in Vietnam. However, because the Nam Sách had not supported Lê Lợi 黎利 in the struggle for independence, there were many difficulties in its attempt to participate in the Lê political power. Militarily, important posts were held by the

Thanh Hóa 清化 group, whose homeland was the same as that of the Lê emperors'. As a result, the Nam Sách inevitably tried to strengthen their civil authority. In this respect, the competitive examination was their only foothold, but as the examination was also controlled by the Thanh Hóa, steady progress was not easily achieved. However, the increase of civilian posts by Lê Nghi Dân 黎宜民 and the establishment of the competitive examination by Lê Thánh Tông 黎聖宗 did enable the Nam Sách to participate in the civil bureaucratic system and to play an active role.

William J. Bryan's Nicaraguan Policy

by

SUGIYAMA Shigeru

William Jennings Bryan, Secretary of State in the Woodrow Wilson administration, proposed in 1913, 1) to give a United States governmental loan to Nicaragua, 2) to make private loan contracts made between American bankers and Nicaragua easier, 3) to purchase the isthmian canal construction rights in Nicaragua, and 4) to place Nicaragua under a United States protectorate.

The historical implications of his Nicaraguan policy are two fold: first, in order to begin economic development in Nicaragua and make her strong as an independent country, he made an attempt to control the private United States bankers under his "national policy" by directly using both Federal Finance institutions such as public credits and governmental institutions such as the Department of State. This in turn, he hoped, would help to justify the United States expansion in Latin American and open the new market there for American companies. Second, his plan for the governmental loan was influenced by his distrust of both the financial powers on the East coast and the European powers, of which Great Britain was the most powerful. In other words, his policy originated in the isolationism common to Mid-Western people, who wanted to strengthen the Federal Government domestically in order to surpass the East coast financial powers and internationally distrusted